

## 緊急事態宣言に伴う対応について

4月23日（金）に政府より緊急事態宣言が発出されました。

これを受け対応を検討致しましたが、今回の内容は特措法に基づく休業要請対象には

該当しないため、全日本柔拳連盟は、会員のみなさんの健康維持を第一に考え、

感染拡大防止対策を徹底し、通常通りの授業および予定通り特別講習を行います。

会員のみなさんには、受講に際し**再度「受講時のルール」を確認し、徹底**をお願い

いたします。

なお、一部、下記の対応を取りますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 4/29（祝）30（金）は全面休講とします。
2. 期間内の夜間の見学体験は中止といたします。

ご不明点やご相談などは、事務局までご連絡ください。

(info@taikyokuken.co.jp / 03-3400-9371)